

令和7年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月12日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	花 村 定 行
福祉子ども課長	赤 塚 暢 子
健康介護課長	後 藤 英 代
建 設 課 長	永 見 幸 広
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第3号）

令和7年12月12日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 第74号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について

日程第3 第75号議案 笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第4 第76号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第5 第77号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について

日程第6 第78号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、下羽栗地区の堤外河川敷グラウンド整備とスポーツ公園化実現に向けてと題しまして質問させていただきます。

現在、笠松町下羽栗地区の堤外河川敷には幾つかのグラウンドがあります。ざっと上げましたところ、まず1つ目に、この辺はサッカー協会の管理ではありますけれど、人工芝のグラウンドと天然芝のきれいなグラウンドが2つございます。そして、その奥には勤労青少年グラウンドのA面とB面がありますね。この手前のほうに米野グラウンドのA面とB面があります。その横のところには、岐阜工業のグラウンドや、その奥には江川グラウンド、手前のところにはゲートボールのグラウンドもあつたりします。ざっと数えても10個以上のグラウンドがあそこの堤外の地域だけであるということです。

そのサッカー協会が管理しているサッカーグラウンドは主にサッカーが行われていますが、先日ねりんピックでは、そこのグラウンドでグラウンドゴルフ大会が行われました。あと、勤労青少年グラウンド、米野グラウンドに関しましては、A面、B面ともに主に野球をされておりますが、笠松町管理としては、米野グラウンドはソフトボール場というかソフトボールがメインで使われている、昔からね、ということになっております。江川グラウンドは、主に少年サッカーが今使っておりますね。あとゲートボール場等は数年ちょっともう使われていない状況が見受けられます。そのほか、そこにはトンボ池の公園もございますので、その周辺では、今、グラウンドゴルフなどで楽しんでおられる方々も多く見受けられます。

これだけの環境がありますので、土曜日、日曜日、週末ともなりますと、サッカーをやる少年団や、またクラブチーム、その父兄や応援者、4面の野球場では常に100人を超える子どもたちを含むチームとその父兄が来られておられます。そうなりますと、あの付近ではよくこの週末になると300人以上の人が一気に集まるような状況に今なっています。

その中でまず問題となりますのが駐車場です。現在の車社会の中で、土・日は特にかなり多

くの車が来場されています。最終的に止めるところがなくなりますとお隣の岐南町の町民グラウンドのほうの駐車場にまで勝手に止めて使用しているような状況も見受けられます。

まずはその駐車場の整備等を検討していただきたいと思うのと、次にトイレと水です。

河川敷ですので、いろんな決まりがあるのはしょうがないことなのですが、今あの広い敷地の中にスペースを取ってトイレはくみ取り式の仮設トイレが約3か所、土曜日にもかなり来られていますので、日曜日也使おうとするとあふれてしまっていると、そんな状況がもう既に起こっております。

水道、水に至っては、特に野球グラウンドには2か所しか水道が引かれていないために、奥のグラウンドには夏場、気温が40度になっても、水まきもろくにできずにそこでやる子どもたちは反対側の水道のところへペットボトルを持ってきて、水を一生懸命くんで何回も往復しながらグラウンドに水をやっている、そんな状況を見受けられます。

河川敷であることから、一般の水道とは違い工事なども大変であるということは聞いていますが、まずはそのトイレも含めた水道の整備、また駐車場の整備等を御検討いただければと思います。

そして次に、そのグラウンドの使用状況ですが、サッカー場は先ほど言いました笠松町の管理下にはないので、詳細はちょっと分かりかねるのですが、4面ある野球及びソフトボールグラウンドは、以前は軟式野球連盟及びソフトボール連盟がメインで使用されていました。ただ近年、所属団体が減り、ソフトボール連盟は所属チームが2チームしかなくなってしまった。年間使用率も以前に比べて10分の1ぐらいになってしまっていると。野球連盟も同様で、こちらは学童少年野球も含めると今10チームほどになるそうですけれど、岐南町のグラウンドも使用しながら、やはり使用率は半分ぐらいになっています。

そんな中、現在、グラウンド利用は主に少年クラブチームが練習、試合などで使用されています。スポーツ少年団はグラウンド使用料等はおかかりませんが、同じ学童少年野球でもクラブチームは別団体ですから、当然使用料はおかかります。そのクラブチームに聞きますと使用料は年間で80万以上に今なっているということを聞きます。そのぐらい毎週土曜日、日曜日と練習や試合などで使用されているということになるわけですが、笠松町としては諸団体の使用が減る中、このようなクラブチームが全面的に使用してもらえることで当然使用料も入ってきますし、非常にありがたいことだなということは思います。

また、そのようなクラブチームはグラウンド整備やごみ拾い、清掃なども率先して行ってくれたり、穴の空いたネットを補修したりとか、草引きや石拾い、またグラウンドが草で覆われていると、そこを掘り起こして砂をまいたりしてグラウンド整備をし、使いやすく使用しておられたりもしてくれます。私も野球連盟で使用したりすることもあります、いつも気持ちよく使用ができ、非常にありがたいなというふうに思っております。

そのほか河川敷ではない町内のほかのグラウンド等は、正直草が生えたりとか、グラウンド等が硬くなって石も落ちている状態のグラウンドも多く見られます。そのようなグラウンドではけがにもやっぱりつな갑니다ので、子どもたちの野球などは使用を控えたりとか、そういう状況にもなっています。

ただ、グラウンドの管理や整備は大変であるということは重々分かっておりますし、なかなか笠松町としても手の行き届かない状況もあるのではないかなということも含め理解もしておりますが、全ての使用者が率先してグラウンド整備をしていただけることを願いたいのですが、クラブチームのように草引きやグラウンド整備などもやってもらえるというのは非常にありがたいことだなということも常日頃思っております。

できれば今後も全面的にそういうチームには使用してもらい、長く使ってもらえればありがたいと思う中、米野グラウンド等は、先ほども申しましたソフトボール等がメインで使うところもあり、野球の中では決まりの中でなかなかできないということも多々あるようです。できれば今後も全面的に使用して長く使ってもらえればありがたいと思う中、全てのグラウンドを多目的グラウンドという形にしてもらうことで制限がされることなく、より多くの人スポーツを楽しむことができるようになると思いますので、その点もぜひ検討していただければいいなと思います。

また、数あるグラウンドをある程度使用するチームごとに専用で使っていただくような割り振り等ができれば、無駄なく空きがなく使用することができるなということも思いました。例えば、先ほどちょっと触れましたが、ソフトボール連盟と野球連盟の使用が多少少なくなってきているということであるならば、その2つの連盟で話し合ってもらい、グラウンドを共同で使用してもらうとか、そういうことをすることで一般的に開放することがどんどんできるので、ほかのクラブチーム等も多く使用できるように効率よく使用できるようになるのではないかなということも思っております。

そして最後に、先ほど述べた10以上もあるこのグラウンド環境なんですけど、ここを全面的に再整備してもらいたいなと思います。使用していないゲートボール場や、あと生え放題の木々の伐採、また民間の土地ではありますが、堤防下には竹やぶなどの土地も広がっています。人が集まっている場所ですが、使用していない無駄なスペースが多くあるようにも思われます。

私も野球連盟に所属しておりますので、岐阜県内や県外の野球施設をよく訪れますが、非常にきれいな野球場が整っていたりとか、同じスペースにテニスコートや公園なども整備された施設をよく使用いたします。このような整った施設が充実すれば、先ほどのようなクラブチームも野球のみならず多くの利用が増えると思います。

また、子どもたちが精いっぱい練習できる環境を整えることで、将来、笠松から全国、世界で活躍する選手を育てることにもなってくると思います。今年、来年にやってくれということ

は言いません。できることから着手していただき、数年先を見据えて、ぜひスポーツ公園として整備に着手してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

また、あそこのスペースにはトンボ池もあります。その付近の環境を守りながら、あの地域一帯がスポーツを中心とした総合公園として生まれ変わることを要望したいです。笠松トンボスポーツ総合公園プロジェクトの着手を願いたいと思います。

そんな中、先日こんなニュースが世間をにぎわせました。御存じの方も見えるかもしれませんが、プロ野球の中日ドラゴンズが、親会社の中日新聞社、球場など施設管理を行うナゴヤドームとの3者連名で、ファーム拠点移転、つまり2軍の練習場の移転を発表されました。2軍の本拠地のものは、今はナゴヤ球場、昔、中日球場と言われた名鉄本線沿いにあるところですね、そこが今2軍の練習場ということになっているんですが、そこが老朽化が進み、また手狭なため、2030年前半の移転を目指したいと。移転先は東海地方の地方公共団体から提案を募り、決定したいということでした。現段階の条件には、候補地は今のバンテリンドームから車で原則1時間以内でアクセスでき、来場者が公共交通機関で無理なく来場できる場所にあることなどがあるといことがニュースで出ておりました。

既にお隣の犬山市ではいち早くそれに立候補し、プレゼンまでもう既に済ませていると聞きました。先ほど言いました河川敷ではいろいろな縛りの中で環境面ではちょっと難しいとは思いますが、競馬場の厩舎移転問題で現在思案中の厩舎跡地利用の案として、この一つにぜひこの案件も入れてみてはどうでしょうか。

また、ほかの大学からも球場移転の話が来ていると伺いました。この話などは多方面から考慮してなかなかちょっと難しいと懸念されたということもお伺いしましたが、野球場というのは岐阜県の中でも、私も岐阜県の軟式野球連盟にも所属しておりますが、本当に球場が足りずに困っているという状況にもなっております。ぜひこの機会に、その球場建築などのことも含めながら、河川敷公園プロジェクトをぜひ多方面から考慮し、よりよい形で着手していただけることを願ひまして、私の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

間宮議員さんからの御質問、下羽栗地区堤外河川敷グラウンド整備について、まず、駐車場、トイレ及び水道設備についてのお尋ねに対して答弁させていただきたいと思ひます。

現在、土・日、祝日は多くの方が集まり、駐車場やトイレの利用についての御指摘をいただいております。駐車場につきましては、御利用者により合わせをお願いするなど混雑緩和に向けた協力をお願いしており、通路確保などの対策も講じてまいりました。今後、駐車場が慢性的に不足するようであれば、グラウンドの空きスペースを有効活用し、整備を進めることを検

討する必要があると考えているところであります。

トイレにつきましては、昨年度より清掃回数及びくみ取り回数を増やし、利用者が快適に使用できる対応をしております。今後も引き続き清掃管理を徹底し、よりよい環境づくりに努めてまいります。

また、水道設備につきましては、現状のインフラを効率的に運用しており、増設を行う場合、全体の水圧低下が懸念されるため、施設全体の運営に支障を来すおそれがあります。そのため、現状の設備を引き続き活用していきたいと考えているところであります。仮に新たな整備を行う場合、町外者の利用が多いことから、多額の税金投入に対する町民理解を得られるかどうか重要な点であります。そのため、場合によっては利用料の大幅な値上げを検討せざるを得ないことを考慮しています。現時点では、今ある施設を効率的に活用し、運営に最大限の配慮をしていきたいと考えているところであります。

続きまして、多目的グラウンド化の有効利用についてであります。現在、河川敷にあるグラウンドにおいては、特定の競技専用グラウンドではなく、より多くの人々が様々なスポーツを楽しんでいただくために御利用いただいているところであります。過去には野球やソフトボールが盛んに行われ、それぞれの競技連盟に多数加盟しており、競技ごとにグラウンドが確保されていたという経緯があります。しかし、現在では加盟団体数が減少し、活動頻度が低下している一方で、新たな団体が加わるなど新陳代謝が進み、グラウンドの利用状況も変化してきております。

このような中で、それぞれの競技団体の事情や運営方針の相違から、利用に関する認識の違いが生じていることも聞いております。この現状を踏まえ、より多くの町民が安全かつ安心してスポーツを楽しめる施設とするためには、まずはスポーツ協会をはじめ各競技連盟との間で課題解決に向けた積極的な話し合いが不可欠であります。その上で、安全性や公平性を十分に考慮し、柔軟で効率的な施設運営を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、笠松トンボスポーツ総合公園や円城寺厩舎跡地利用についての考えであります。河川敷に位置する、しないに関わらず、各種スポーツ場は町民の皆様のスポーツ、健康増進の場として、また地域によっては災害時の一次避難所としての機能を持ち合わせる重要な施設であると認識しております。当該地を整備する際に大きく影響する課題としましては、河川法に基づく河川区域内であることが上げられます。当該地の堤外河川敷は洪水時の遊水地機能を担っており、再整備などに必要な施設、例えば、ネットフェンス、倉庫、照明、トイレ、水道施設などにおいては、この防災上の重要な役割を損なわないよう、恒久的な施設の設置や盛土などに非常に厳しい制限が課せられています。例えば、施設は木曾川増水時に速やかに撤去できるものが大前提となり、計画的な撤去訓練も義務づけられています。さらに、トンボ池はビオトープであるため、専門的に知見を踏まえた上で整備する必要があります。

以上を踏まえ、河川敷内の施設整備については、河川管理者との綿密な協議と同意の下で根本的な解決を図ることが不可欠ですが、それ以前に、先ほどもお答えしましたように、利用団体等、関係者全員が納得する仕組みをつくることが大前提であり、最も重要だと考えています。防災機能の確保と既存の利用者ニーズの配慮を両立させることは非常に課題が多いものと考えますが、町といたしましても、議員の御提案を重要な視点として捉え、町民の皆様の安全かつ快適な生活環境の実現へ向け、引き続き努力をしてまいりたいと考えています。

また、中日ドラゴンズのファーム拠点移転に関する報道については、現時点では報道ベースの情報に限られているため、来春以降に球団から公式に条件などが示されると聞いております。その段階で、円城寺厩舎跡地利用案として検討するべきかどうかを判断したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

[6 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。

まず、その駐車場等の整備をまず考えていただけるということをお願いいただきました。本当にありがとうございます。そのほか、河川敷ということで、当然いろんな制限があるというのは私も聞いておりますし、存じ上げております。そんな中で、本当にいろんな環境等を考慮しながら、少しずつでも結構ですし、そこを破ってまでとは当然言うつもりはございませんので、そのような中で整備ができる部分からやっていただけるとすごくうれしいなということは思います。

余談にはなりますけど、先日、中学校の体育祭を見に行かせていただきました。そのときに大縄跳びなどですごく100回以上飛ぶようなクラスもあったりして、何かすごくパフォーマンスというか、高いなということを実感しました。

また、先週行われました駅伝ですか、羽島郡の駅伝では、一般の人も含めて笠松中学校が男子も女子も1位を取ったということを聞きました。そういう一行事というところではあるんですが、そういうところでまたきっかけをつかんで将来世界に羽ばたくような選手がまた笠松中学校から出ていくとうれしいなとすごく思うんですね。そのためには、その河川敷というところには限らないんですけど、やはりこの整備というか、この環境を整えるということが子どもたちの意欲というか、そういうところにもつながってくるんじゃないかなというのはすごく思うんです。

例えば、この間、夏に甲子園で県岐商が活躍しましたよね。その中でも笠松中学校卒業生の子がいたりして、すごく笠松町としてもうれしいなということを思った記憶にあります。たしか県岐商は、昨年もエースピッチャーは笠松中学校卒業だったと思います。

そういう意味で、甲子園というところではありましたけど、笠松中学校の卒業生が活躍するなんていうのはすごくうれしいことではあるんですが、例えば今、笠松中学校、同じくクラブチームで野球をやっている、硬式野球をやっている子が、たしか私の知っている限りでいくと六、七人いるはずですが、2人しか笠松のグラウンドではやっていないんですね。そのほかの子はどこへ行っているかという、ほかの笠松町以外のクラブチームに入っちゃっているんですよ。何でということを知ると、子どもですから、ぱっと見の判断で、ほかのチームは球場がきれいだからとか、練習場がかっこいいからとか、そういうことをすぐに言うんですね。そういう意味でも、それが全て実力につながるとは私も思っていませんが、やはり子どもの最初の感覚というか、そういうのってすごく大事で、野球に限らずなんですけど、この環境を整えるということで、またその子たちも笠松でやりたいと思う。そして、その子たちがまた将来、甲子園だけじゃなく、プロ野球や、またオリンピックや、そういうところで活躍できる選手になっていくと、そういうことを私もすごく夢を見たりします。

これは質問じゃないんですけど、町長、どうですか、こういう町長の感覚でも結構です。ちょっと一言お願いできませんか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 本当にスポーツを通じて今の子どもたちが心と体を鍛えて、そしてなおかつ全国や世界へ羽ばたくというのは、この我が町にとっても誇りでありますし、実際に今議員がおっしゃられたように、今年の夏の甲子園では本当に大きな感動を与えていただきました。

本当にスポーツというのは、そういった面においてたくさんの人に感動と勇気を与えるということでもとても素晴らしいと思いますし、笠松町としても後押ししたいと思うんですが、ただ、その環境、今野球のお話をされましたが、スポーツ、室内競技、バレーとかバスケット、バドミントン、そういったものも一生懸命頑張っていらっしゃいます。そういう理想は理想なんですけど、現実としてこの小さな町で財政力も限りがあるところでどうやってやっていくか。そこは夢を語るのも大事なんですけど、現実的にそれをどういうふうにやっていくか、それは先ほど答弁させていただきましたように、まずこの下羽栗の堤外グラウンドは、皆さんが同じ思いで、議員のように同じ思いで、自分たちのチームだけがよければいいというか、そういう話ではなく、お互いさまの気持ちで協力し合って使っていただく、ルールを決めていただく。そうすることが、ひいては子どもたちのスポーツに対する思いを育み、そしてなおかつこの笠松町のスポーツの推進、健康増進にもつながっていくと思いますので、ぜひとも議員、軟野連の役員でいらっしゃいますので、ぜひともそういったことを中心になって働きかけていただいて、みんなが納得できるそういったスポーツ環境、まず大人が手本を見せていただきたいなど、今そういう思いでいます。

〔6番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○6番（間宮寿和君） ありがとうございます。

本当にそのとおりです。今言いましたとおり、私も軟式野球連盟に所属しておりますので、ソフトボール連盟の方も含めて一度話をしながら、本当に環境をより効率的に使えるように、私たちも含めて努力して、少しでも子どもたちができる環境というのをできる限り努力してやっていきたいなと思っております。

最後に、中日ドラゴンズのファームの拠点の移転ですが、もちろんこれも含めて、先ほどの環境も全てそうですが、お金もかかることですし、当然いろんな面で厳しい、いろんなハードルというのは出てくるんでしょう。ただ、今、先ほど言いました馬の厩舎の跡地等で今大きなプロジェクトを動かそうとしております。ドームとは言いませんけど、野球場なんかができる、当然、中日ドラゴンズの選手もそうですが、コンサートとか、あとあそこでのイベントであったりとか、そういうことも多々できるようになると思っておりますので、よく言いますが、岐阜県は真ん中で、しかも笠松町はその南口の玄関であり、そういう意味では立地条件的にも、また名鉄沿線であるということもそうですけど、すごく立地的にはいいような気がします。

将来に向けては、今回の質問じゃないですけど、番さんや伊神さんが質問もされましたけれど、やはりそれが人口増加につながったりとか、子どもの教育というところにつながったりとか、そういうことにも本当になってくると思うんです。そういう意味も含めて、ぜひ前向きに着手していただければうれしいなと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 第74号議案から日程第6 第78号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第74号議案から日程第6、第78号議案までの5議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第74号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 笠松町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○9番（田島清美君） すみません、勉強不足でちょっと分からないので、ちょっと教えていただきたいんですけど、これはこども誰でも通園というやつで、ゼロ歳、要は6か月から3歳未満児で、1時間当たり300円で月10時間以内で利用枠ができるというふうに子育てがしやすくなるようなことになったから別に反対するとかそういうわけではないんですけど、これというのは、利用の仕方はどういうふうになるのかということと、あと、この未満児というのは、第一保育所がやってみえますよね。1歳半になれば、松枝とか下羽栗保育所というふうになっている、従来はなっているんですけど、これってどこに受け入れてもらえるのかということをやっと教えていただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 2点お答えさせていただきます。

利用の仕方につきましては、まだ今国のほうが整備中なんですけど、総合支援システムというように、スマホでまず利用の申請を町のほうにさせていただきまして、町のほうが認定すると。その認定された方は、保育所のほうも空き情報とかをシステムのほうに入れますので、そこから空き状況を見ていただいて利用をしていただくというような利用方法を今想定しております。

あともう一点、要は1歳とか1歳半になって他の保育所に移るのかという御質問なんですけど、今回のこども誰でも通園制度というのは、就労要件というのは問いませんので、松枝、下羽栗の保育という部分については、就労要件というのは問いますけれども、今回、こども誰でも通園というのは就労の要件がなしに預けられるということで、今回の条例は、要はその設備の基準を定めているものでありまして、今後、町内の保育所、そのほうから認可の申請があれば、この基準によって認定のほうをしていくというような流れになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） すみません。今、その保育所のほうが認可を出さないと受け入れてもらえないということは、要するに笠松町では、こういったことがその認可がもらえないと預けることができないということですか。

というのと、あと、私もよく利用させてもらったんですけど、一時保育というのがありますよね、1日2,000円で預けるやつ、それも使えてこれも使えるというふうになるのか、ダブルで使えるようになるのか、お金さえ払えば。この場合は1時間だから2時間預けたいなというふうだけど、あれは1日2,000円で大変助かったんですけど、未満児のとき、だからちょっとその辺のところはちょっと分からなくて、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

笠松町内にその認可があるかどうかというお話なんですけど、これは市町村で必ずやらなければならないというような事業になっておりますので、今、地域振興公社、そちらのほうと多分第一保育所になると思いますが、そちらのほうの保育所と今調整のほうをしております。

あともう一点、一時預かりとこのこども誰でも通園というのが、一時預かりというのがどうしても保護者の就労とかレスパイトとか、そういうのが要件になっておりますので、そういう場合は一時預かりですね。今回は就労要件ありませんので、そちらのほうで使い分けですね、併用も可能ということになっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

今、地域振興公社と協議というか、お願いできるかどうかということで、基本的に地域振興公社しか対応ができそうないところがないんだろうなという思いで聞いていたんですけど、この設備に関することを見ていると、もうそういうことをやっているところしか多分手を挙げようにも挙げられない、未満児を扱っているところでは、もう現実にやっているところしかできないというところだろうというふうに思いますけれども、一定の定員に達していないところだけをこれに使うみたいな感じだったと思うんですけど、そうすると、おのずとかなり限られた人数しか対応できないというふうに思うんですけど、その辺の人数、どれぐらいの児童が対応できそうだというふうにお考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えいたします。

議員さん言われることで間違いありません。今の条例のほうで、こちらのこども誰でも通園というのは一般型というふうに、別に定員を設ける形、あともう一つの余裕型ということで、既

存の今の保育のところで余裕があれば、そこの定員の枠で受け入れるというような形で、余裕型というような方向で今調整のほうは進めさせていただいておるところです。

現在、地域振興公社のほうも保育士さんの確保、こちらのほうが非常に難しい状態でございますので、今どれぐらいの人数が預けられるかということなんですが、定員10人、多分、感覚的というか、試算のほうは今していますけれども、やはり限られるような形になると思います。現実的には、こちらのほうはほかの市町村でも定員に空きがあれば利用できますので、利用者様のほうに対しましては、インターネットのほうからちょっと空きを見ていただくというような対応も取らざるを得ないのかなというふうに関のところは想定しているところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。ほかの施設ということであると、別に笠松町外の施設をお願いしてもいいということなんでしょうか。岐阜市とか、例えば岐南町とかというところでやっているよというところがあれば、ネット上でオーケーならいいということなんでしょうかということと、そういうのというのは、やっぱりネットで申し込む以上は先着順という形の選抜という形になるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） お答えします。

先ほど、どこの市町村でもということは議員言われるとおりで、行政区域をまたいで使うことも可能です。逆に他の行政区域の方が笠松町のところも使うことは可能です。

もう一点、先着順かどうかというところが今、国の総合支援システムのほう、ちょっとそこまで詳細のほうをまだこちらのほうに情報が来ておりませんので、現時点ではちょっとどのような申込みの順位になるかというのはお答えできないということで、よろしく願います。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

まだ制度が国としても決まっていないという考え方なんです、結局は。ということで、非常に危うい状態だなというふうに関うわけなんですけれども、本当にこれお子さんのためになるんでしょうかね。絵に描いた餅になってしまうような感じがしないでもないんですけれども、本当に必要な方に届けられるように町として体制が整えられるかどうかということ、例えば広域保育の場合だと、例えば岐阜市さんで通っている場合は、岐阜市さんに対して幾らかという、笠松町が払う、支払いが生じてくるじゃないですか。そういう場合というのは、今回のどこでも通園というの、そういうふうに関松町が措置費を考えなければならないということが

あるのでしょうか。その辺のところというのはどういうふうの形になるのか、それもまだ決ま
っていないのでしょうか、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 現時点におきまして、給付費のほうを利用したところに、笠松
町の方が他の地域のこども誰でも通園制度を利用した場合は、今はまだ未定なんです、今、
国のほうからの情報ですと年齢によって違いますが、1時間当たり900円から1,300円というよ
うな例が今示されているところがございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に
ついで質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 28ページの歳出のところ、2款 総務費、6目 防災対策費の中で、

デジタル受信機を購入されるということなんですけれども、これはどういう形で住民に渡るといふことになるのでしょうか。有料でしょうか、無償でしょうか、希望者だけなのでしょうか。どういう形で選定して、どういう形で住民の下へ渡るかということをお教えください。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） それでは、第2款 総務費の第6目 防災対策費、備品購入費の件でお答えをさせていただきます。

今回、戸別受信機を260台購入する予定であります。この260台につきましては、公共施設とか病院、あと緊急通報システムを設置している世帯、約200世帯ぐらいありますので、そこに設置をする予定であります。この260台につきましては、無料というか貸与、公共施設には設置、緊急通報システムの方には無償で貸与という予定をしております。

今、川島議員さんが言われるように、一般のというか有料か無償かということで、それにつきましては完全にデジタル移行をします令和9年度から、一般といいますか、そういう条件、もちろん高齢者の世帯とか身体障がい者の方ですとか、そういう条件はありますが、その方々につきましては、現在のところ一部負担をしていただくという予定であります。全額ではなく一部負担をしていただく予定で、今、制度設計をしているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

これは260台で1,700万ということになっていきますけれども、これが全て単体のものではないと思うんですけれども、そうすると1台当たりどっちにしろかなりの金額になるのではないかなと思うんですけれども、まだ制度設計の途中だということなんですけれども、今現在、1台当たり幾らで、もし負担するとなると幾ら必要になるかというふうな試算をされているのかということと、例えば放送というのは、放送というか通信が始まるというのは現状もうデジタルでも出ているということなんでしょうか、電波自体は。アナログとデジタルと両方出ているというような、大元は多分変えたと思うので、両方出ているということなんでしょうか。受信機があればいつでも受信できるという形になっているのかどうかということ、その辺のところというのはどうなっているか、ちょっとお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

今回、この補正予算で提案させていただきました1,700万で260台ということですので、1台当たり6万5,450円ということになっていきます。実はこれでも少しずつ安く、当初は7万、8万ということになっておりました、今だんだん普及をできておりますので、実際にはもう少し稼働するときには安くなると思いますし、今回のこれも契約によりますので、その時点でも

安くはなるかなと思っております。

それで、現在まだ制度設計中ということですが、できるだけ住民の方に負担がないようにということで思っておりまして、現在のところでは1万円前後の負担で購入をしていただくというようなつもりで制度設計をしているところでございます。

あと、電波につきましては、今年度、親機とか再送信子局の整備をいたしまして、それが完了した時点でデジタルとアナログの両方を配信するという予定であります。そして、そのアナログにつきましては、令和8年度をもって終了するというような計画で進めております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

6万円ぐらいということで、アナログの最初の頃に同じぐらいかそれより高いかぐらいかなというふうに思いますけれども、かなりの負担になるなというふうに思います。1万円でもなかなか一般の人が購入してまでという思いになるかどうかという。

岐南町がどういう対応をされているか分からないですけど、この間一般質問でやったときに、岐南町は非常に低い、無償でも非常に低い普及率だというふうに、この間お聞きした情報を一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、その辺のところというのは、今後そういうふうになってしまってデジタルに切り替えてしまっても、アナログの受信機はそのまま残るといふ方向なんではしょうか。もうなくなったので返してくれという話になるのでしょうか。

それから、普及しなければ、例えばスマホを持っておるでスマホで流れるんやからそれでいいがやということであれば、逆にこれを入れる意味もないと思いますし、例えば有償にして、令和9年度以降ということなんですけれども、そうなったときにどれぐらいの普及率ならいいと思われているのか。

この260台で公共施設等、例えばそういう病院とか、そういうところを中心にとというのは分かるんですけども、それ以後どれぐらいの普及率を一般の家庭においてよしとしておられて、この事業を始めておられるのかどうかということについてお伺いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

まず、戸別受信機、現在無償貸与しております戸別受信機につきましては、一番当初に貸与させていただきましたネズミ色というか、四角いものにつきましては完全に受信ができないということですので、その戸別受信機については回収をしたいというふうに思っております。そして、今現在配付しております三角というか白い戸別受信機につきましては、ラジオが聞けますし、あと懐中電灯の代わりにもできます。最近の世帯ですとラジオの受信する機械もない御家庭もありますので、できればそれを活用していただきたいということで周知をしていき

いなというふうに考えております。

あと、その普及率ということですが、実際にはこのデジタルの時代ということで、スマホですとかテレビでの受信とか、あと屋外での防災行政無線等々で活用していただくように、いろいろと周知をさせていただく予定でおります。ただし、やはりその目が不自由の方でスマホで文字が読み取れないとか、そういう高齢者の方でなかなかスマホとかできないというところの方に対しまして、この新たなデジタルの戸別受信機というのを御購入いただくということになりますので、現在のところ普及率というところはまだ試算をできていない状況でおります。

また、そういう世帯、現状で65歳以上の方でも、スマホとか使えない方、あと目の不自由な方等々の数が、そういう普及の率になるんだろうというふうに考えておりますけど、詳細な数字というのはまだつかんでいないところでございます。

現在、市内でも公式LINE等に登録をしている方も何万人とかお見えになりますので、そういうところでの逆算をしての普及率というのを今後も計算をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） ちょっと私のほうからこの概要も含めてちょっとお伝えしたいと思います。

まず、この防災行政無線の事業につきましては、平成7年度から事業を開始いたしまして、当時はそういった情報を得るツールがなかったということで、全世帯に対して無償で戸別受信機を配付させていただいて、いろんな情報をお伝えしてきておりました。それ以降、様々なテレビのほうのデジタル化ですとか、いろんな情報が得られたり、今、ちょっと部長申し上げましたスマートフォンなんかで、町で公式のLINEですとかメール、あとホームページ等々でいろいろな情報が得られる状況になってきております。そういった状況の中で、防災情報をいかに早く確実に伝達するかということが重要事項と捉えまして、町においては防災情報の重層化ということを観点に事業のほうを進めさせていただいております。

それぞれのツールによっては、長所、短所というところはあるんですけど、やっぱり秀でている部分があるので、それらを組み合わせて、より早く確実に正確な情報をお伝えするということが、その中でずっと基盤となっておりますのが、この防災行政無線というシステムであります。これについては、今のスマートフォンなんかは普及する中、高齢者の方でまだそういったものをちょっと扱えないわとか、いわゆる情報弱者の方に対しては、先般の一般質問等でもいただきましたので、デジタルの戸別受信機の対応が必要じゃないかというような御要望もいただいておりますので、そういった御要望にも対応すべく、今回、戸別受信機も併用しながら行政情報、防災情報をお伝えしていくということになっております。

それで普及率どうこうということではあれなんですけど、トータルで重層化という意味合いに

において広く、高齢の方を含めて、情報弱者の方を含めて確実に伝達ができる体制の整備をしていこうということでございますので、スマートフォンを含めて、そういったツールが普及してれば、必然的に今後そういったようなものよりも、より利便性が高いツールが出てれば、そちらに移行していくものだと思っております。

一応、そういったような防災情報の伝達というのは、町の考え方の下で事業のほうを住民の皆さんの実情等も踏まえながら寄り添った対応のほうを進めていきたいということでございますので、また何か御意見等ございましたら御頂戴いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） この防災受信機に関しましては、今、堀部長さんのほうからも、副町長さんからも、目が見えない方とか、御高齢の方でということをおっしゃったんですけど、もうこの議員になる四、五年ほど前からちょっとおっしゃったことなんですけど、耳が聞こえづらい、聾啞者というんですかね、耳の聞こえない方が、今、三角形の白い受信機があっても、例えば防災無線でJアラートですとか、これは大地震ですと、去年の1月1日なんかでも、もう一切自分には情報が入ってこないということで、その方からは以前からもし受信機がまたよいものになるのであれば、ここにメッセージが出る、例えばJアラートですとか、大地震ですとか、そういうのがメッセージがたった一と流れるような機種になると助かるんですけどという御意見をいただいております、アナログよりもやはりデジタルはより多くの情報が流せると思いますので、またそれだと本体の価格が上がるかもしれないんですけど、この6万5,450円ということは、ほぼどういう機体でというのは決まりつつあるかと思うんですけど、ちょっとそのデジタルでメッセージが流れるようなものが、もし同じ価格ぐらいであれば、ちょっと御検討いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

現在の防災行政無線の放送につきましては、災害時には音声での行政無線発信と同時に、メールとLINEに文字、テキストで配信、同時に配信するような機能がついておりますので、災害時にはその方向でメールとかLINE等々にも流す。もちろんあとホームページにも載せますので、文字での確認ということになりますと、そういう媒体で確認をしていただくということになるかと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

ただ、ちょっと私、去年防災士の資格をちょっといろいろ勉強させていただいたんですけど、やはり情報は自分から取りに行くということで、今言われたLINEもインストールしたりとか、あとは防災関係ですとキキクルとかいろいろあるかと思うんですけど、これもまた今携帯のほうで5Gと4Gで、これは5Gには来るけど、これからは4Gには来ないものもあるというふうになってくるみたいで、よく言われておるんですけど、私も例えば5Gを持っていると、私に来る情報と妻が4Gだと私のは全然何も言わないよというふうで、これでやっぱり差ができてしまうので、LINEももちろん大事ですし、携帯にちょっとあまり頼り過ぎると情報も、この前は津波警報なんかでも来る機種と来ない機種があったりとかしているらしいですので、もしこのせっかく戸別の受信機がデジタルで新しくということでしたら、そこにも、全部流すというのもまた大変かもしれないんですけど、流せる機種にさせていただけるとどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど副町長がこういった防災情報の重層化という話をさせていただきました。

一つの機器にまとめると確かに便利なんですけど、例えばその機器が壊れてしまったときにどうするかという、そういうリスク分散ということも考えると、やはりいろいろスマホであり、ラジオであり、テレビであり、そういったものからやっぱり多方面から情報を得て、またそういったものの中で、最近特にネット上だとフェイクニュース等もありますので、ふだんからそういったものをやはり身につけていただくことも防災のそういう重要な取組ではないかと思えます。

議員がおっしゃるように、目の不自由な方、耳の不自由な方に対しては、やはりふだんどうやって情報を得られているかということをもっと調べていただき、またこちらにも伝えていただき、その方に合った情報ツールをやっぱり提案する。ケース・バイ・ケースでやっていかないと、こういった人がいるからこういった機能をつけてくれとか、そういうふうにしますと機器全体が高くなる、イコール皆さんの負担とか、そういったものもありますし、そういったラジオというものがあるかどうか、ちょっと我々もまだ把握していませんので、レアなそういったケースに全てを対応するというよりも、その人に合わせたそういう対応のツールなりを提案させていただき、その中で最適なものを考えていくというほうがよりの確で安心ではないかというふうには考えているところであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

行政の対応は、基本皆さん共通という形で、一律にというのがあると思いますので、個々の

御意見を聞いていると大変かとは思いますが、先ほど言われた聾啞の方が情報はスマホ以外で、例えばさっき言いました視覚でしかないという方には、やはり視覚で入ってくる情報もあるといいなということです。またちょっと御検討いただければと思いますので、お願いします。終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 分からないことが2点ありますので、ちょっとお聞きします。

まず、先ほどの74号議案で承認をされたところなんですけど、エルタックス審査システム使用料というのは、これが新システムが延伸されたため、令和8年度からということで古いのを使うから43万4,000円を今年度さらに支払っていくということなので、じゃあその分は延伸された分は返ってくるのかというところで見ていると、今回のこちらの補正予算のほうでいくと、総務費の総務管理費、電子計算費、ガバメントクラウド使用料が返ってくるということで、この額が一千何万ということになっているんですが、支払うのは四十何万で、そこで戻ってくるのが1,168万というふうに僕は読み取ってしまったんですけど、これはもっといろんな付加がついての一千何万ということの解釈でよろしいんでしょうか。この内訳というか、なぜこんなに差引きで大きな額の差があるのかというのをちょっと1つお聞きしたいのと、もう一点は、29ページにある社会福祉費、障害福祉費で、ここで扶助費等で9,000万余りの新しく補正予算がつけられているんですが、これは障がいをお持ちの方の年度当初、何かの読み違いがあってこれだけ9,000万という割と大きい扶助費等を支出しないといけないのかという辺りのところで、ここら辺の内訳といいますか、内容をちょっと教えてたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうからガバメントクラウド使用料、こちらの減額内訳等について御説明のほうをさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、自治体システムの標準化の経費として、今年度の12月から移行する予定で予算のほうを組ませていただいておりますけれども、補正予算等で説明のほうをさせていただきましたけれども、来年度に延伸をされたということで、その分の使用料全て含んだものを今回ちょっと減額のほうをさせていただいております。

その中に、共通システムの中にこのe L T A Xの審査部分も含んで予算計上のほうをさせていただいております、この内訳の中の一部という認識で御理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） 私のほうからは、29ページの障害福祉費の19節の扶助費、こちらのほうの増額なんです、こちらのほうは障がいを持ってみえる方、あとそういう方が施設とかを使うサービスの費用で、確かに見込みのほうを立てていましたら、今回大きな要因といたしましては、生活介護という障がいの方が昼間に介護保険でいうデイサービスみたいなものです。そういうものですが、令和6年度と比べまして、そちらが1,000万ぐらい金額が上振れするだろうということです。

あと、放課後等デイサービスといって障がいの手帳は持ってみえないんですけども、ああいう発達障がいとか、そういう方が使うような放課後に使うサービスがございます。そちらのほうは昨年度と比べますと約3,000万ほど費用が増えてきます。

あと、大きな要因としては、就労継続支援といって、心のほうとかにちょっと障がいのほうを来されて一般就労できないような方が、そちらのほうで仕事とか作業をするというようなサービスのところで、そちらが約2,000万ほど上振れするというような見込みになりましたので、このような補正予算のほうを提案させていただきました。

当初のほうでは、予算のほうはこちらのほうを組んでございますが、利用実績が見込みよりかなり増えたということで、このような補正のほうを提案させていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 2点についてよく説明していただきまして、ありがとうございました。

最初のほうのガバメントクラウド使用料の件につきましては、本当に今回はほんの一部分のところでという感覚ですね。1,000万のうちの四十何万がというような辺りなので、もっと大きなことの、クラウドという大きなことの中身で使用料が今度払っていかれるということで、ここは来年度予算にこの部分がぽんとついてくるということで納得いたしました。

それから、今の障がいをお持ちの方のところにつきましては、よく分かりましたが、数が増えただけではなくて障がいをお持ちの方の数も増えたとし、またそういう利用機会も増えたという解釈でよろしかったでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 伊藤住民福祉部長。

○住民福祉部長（伊藤博臣君） そのとおりで、数と利用者が増えたということでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和7年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年12月12日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 川 島 功 士

議 員 伊 神 和 弘